



令和7年度集団指導

全サービス共通

4 業務管理体制整備に関する届出について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策・法人指導班



目次

- 1 業務管理体制とは・・・
- 2 届出について
- 3 法令遵守責任者とは
- 4 業務管理体制確認検査について
- 5 本届出に関する手続き

1 業務管理体制とは・・・

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

2 届出について

障害福祉サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備することに関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが義務付けられている。

届出は障害者総合支援法及び児童福祉法の該当条文（事業者種類）ごとに事業所単位ではなく法人単位で行う。

	事業者種類	該当条文
1	指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設	障害者総合支援法第51条の2
2	指定一般相談支援及び指定特定相談支援	障害者総合支援法第51条の31
3	指定障害児通所支援	児童福祉法第21条の5の26
4	指定障害児入所施設等	児童福祉法第24条の19の2
5	指定障害児相談支援	児童福祉法第24条の38

届出については、速やかに提出が必要です。

2 届出について

届出先は以下の区分のとおり

区分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
(2)特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)(1)および(2)以外の事業者	千葉県健康福祉部障害福祉事業課虐待防止対策・法人指導班 ただし、以下の場合を除く ●設置する事業所等が障害者総合支援法に基づくものであり、その所在地が千葉市、船橋市及び柏市のみである場合は、事業所が所在する各市 ●設置する事業所が児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所であり、その所在地が千葉市、船橋市及び柏市のみである場合は、事業所が所在する各市

2 届出について

届出書に記載すべき事項

届出書への記載事項	対象となる事業者
事業者の名称又は氏名 事業者の主たる事務所の所在地 事業者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
上記に加え、「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が100以上の事業者

※届出先区分や届出事項に変更があった場合は、変更事由が生じた日から10日以内に変更届の提出が必要です。

3 法令遵守責任者とは

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者のこと。

※ 法人として1名以上定める必要があります。役職等の要件はありませんが、複数の事業所を運営している法人については事業所全体の法令遵守について確認できる立場である必要があります。

4 業務管理体制確認検査について

検査の種類は、2つある。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、検査対象のすべての障害福祉サービス事業者を対象に、実施するもの。

(2) 特別監査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業所に対し実施するもの。

5 本届出に関する手続き

- ◆ 業務管理体制整備に関する届出の詳しい手続きについては、県ホームページをご確認ください。

【千葉県ホームページURL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoushamuke/shienhou/gyoumukanri/>



御清聴ありがとうございました。